

## 福岡県肝炎ウイルス検査事業実施要領

### 第1 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及啓発するとともに、県民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝臓がんを予防することを目的とする。

### 第2 実施機関

福岡県と契約する県内の医療機関

### 第3 事業対象者

この事業の対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 1 保健所政令市を除く、県内市町村に居住地を有する20歳以上の者
- 2 下記のア～カのいずれかに該当する者
  - ア 1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがある
  - イ 非加熱凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがある
  - ウ 長期に血液透析を受けている
  - エ 臓器移植を受けたことがある
  - オ 過去に肝機能異常を指摘されたことがある
  - カ 医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した
- 3 過去にB型肝炎ウイルス検査またはC型肝炎ウイルス検査を受けていない者

### 第4 事業内容

B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査

### 第5 肝炎ウイルス検査の実施方法

#### 1 検査項目

##### (1) 問診

問診においては、1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがあるか否か、非加熱凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがあるか否か、長期に血液透析を受けているか否か、臓器移

植を受けたことがあるか否か、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、及び過去にB型又はC型肝炎ウイルス検査を受けたことがあるか否かを聴取すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果で、高力価、中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(3) B型肝炎ウイルス検査

HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

2 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照)

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。なお、HCV核酸増幅検査の結果に関わらず「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体高力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査の結果に関わらず「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

HCV抗体検査の結果が中力価及び低力価を示す場合は、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAが検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

#### ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

### (2) B型肝炎ウイルス検査

#### HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

### 3 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、専門医療機関（やむを得ない場合は治療医療機関）への受診を勧奨する。

また、専門医療機関等へ受診をしていない者が確認された場合は、再度、受診を勧奨する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

### 4 結果の通知

検査の結果については、受検者に速やかに報告する。

## 第6 検査費用

受検者の費用負担は無料とする。

## 第7 個人情報及びプライバシーの保護

この事業の実施にあたり、個人情報及びプライバシーの保護について最大限の配慮をする。

### 附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。